



年休裁判大阪訴訟判決 不当判決弾劾！

JR東海労新幹線関西地本の大谷川公明さんが「年休が失効したこと、年休を申し込んでも年休が付与されなかったことは、労働基準法第39条に違反し労働者の権利を侵害する」として損害賠償を求め、会社を訴えていた年休裁判大阪訴訟で、大阪地裁の横田昌紀裁判長は7月6日、大谷川さんの訴えを一切認めず、「請求を棄却する」という不当判決を言い渡しました。

裁判長は判決で年休権について一切触れず、「人員不足を理由とした年休の時季変更は違法性はない」「5日前に時季変更権を行使することも不合理とはいえない」「恒常的に要員不足であったとは認められない」など、東京訴訟で東京地裁が認めた判断を全面的に覆す超反動判決です。



本部は当日、大阪市内にて報告集会を開催し、組合員、OB、JR総連、市民団体の仲間と、法廷で先頭となって闘っていただいた弁護士の皆さんの参加のもと、不当判決を弾劾すると共に、控訴して更に闘いを進めることを確認しました。